

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和元年6月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

平成31年 4 月 1 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年琴浦町条例第18号

新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

琴浦町条例の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であつて、平成の元号をもって表記しているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に読み替えるものとする。

附 則

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。